第23回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年4月25日(木)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時10分

第23回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第121号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第123号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第124号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第113号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第114号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第115号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について

報告第116号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第117号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会	長	長 谷	Ш		勲	君	会長代理	杉	田	孝	行	君
	2番	岸	田	_	男	君	3番	池	田	庄	司	君
	4番	岡	田		武	君	5番	Ш	鍋		優	君
	6番	柴	崎	行	雄	君	7番	髙	橋	眞	<u> </u>	君
	8番	大	澤	_	樹	君	9番	渡	邊	敏	男	君
1	0番	小	沼	健	司	君	11番	髙	橋	七	海	君
1	2番	坂	巻	昭一	郎	君	13番	宮	城	与 四	郎	君
1	4番	野	П	和	幸	君	16番	坂	巻	泰	子	君
1	7番	早	野	公	夫	君	18番	奈	良	晴	夫	君

欠席委員 1名

15番 籠 宮 信 寿 君

推進委員

久喜 1	平	林	勝	博	君	久喜 6	石	井	幸	宏	君
菖蒲 2	伊	藤	克	美	君	菖蒲10	石	井	松	江	君
菖蒲11	森	田		清	君	栗橋 5	山里	并	_	夫	君

事務局

事務	局長	田	中	智	也	副 主兼 係	幹長	村	田	直	洋
主	任	松	田	知	也	主	事	横	山	玲	央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長(田中智也君) それでは、ただいまより第23回農業委員会総会を始めます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は15番、籠宮委員さんのほうからは欠席の連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

- ○会長(長谷川 勲君) 挨拶(省略)
 - ◎議事録署名委員の指名
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名人の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。14番、野口委員、それと、16番の坂巻 泰子委員にお願いします。

◎経過報告

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いします。

○事務局長(田中智也君) それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、3月27日、先進地視察研修といたしまして、大規模区画の圃場でスマート農業を導入し、管理・営農している千葉県神崎町のほうに、長谷川会長はじめ事務局職員を含め15名で研修してまいりました。研修の内容につきましては御覧のとおりでございます。

次に、4月9日、埼玉県農林部農業政策課主催による、令和6年度第1回農地事務新任担当者研修会がウェブにて 開催され、松田主任と関根主任が出席しました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、4月11日、12日の2日間、埼玉県農業会議主催による市町村農業委員会新任職員研修が、あけぼのビルで開催され、松田主任と関根主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、4月17日、埼玉県春日部農林振興センター主催による、令和6年度農地調整事務新任担当者研修会が、ウェブにて開催され、松田主任と関根主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

最後に、4月22日、埼玉県農業会議主催による、令和6年度農業者年金新任担当者研修会が、埼玉教育会館及びウェブにおいて開催され、松田主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第120号

○会長(長谷川 勲君) それでは、日程第5、議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程しま

す。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号241301、譲受人は南4丁目在住の方、譲渡人は千葉県柏市在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑1筆、248平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人につきましては、現在水稲及び野菜を合計66アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242302、譲受人は菖蒲町台在住の方となっております。こちらの案件については、令和5年11月の総会にて譲受人が農地を取得する要件を備えているかどうかについて審議いただいた案件であり、裁判所による競売物件となるため、農地法施行規則の規定により単独での申請となります。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑1筆、1,090平米でございます。権利の内容は、公売によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人につきましては、現在水稲及び野菜を合計で200アール耕作しており、取得後につきましては、水稲の作付を予定しているということでございます。

以上、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

- ○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。
 - それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○14番(野口和幸君) 14番、野口です。4月20日に杉田委員さんと現地調査をしましたので、ご報告をいたします。申請書番号241301、資料の1をご参照していただきたいと思います。申請地は、久喜インター料金所より北へ300メートルの位置にあります。農地の状況は、長年放置されておりまして、雑草、それから雑木、これが茂っておりまして、権利取得後については適正に耕作するものと思われます。

以上でございます。

○7番(髙橋眞一君) 7番、髙橋眞一です。4月22日に岡田委員さんと現地調査に行きましたので、ご報告をいたします。

申請書番号242302、資料2を御覧ください。当該地は、久喜市立三箇小学校から東へ約100メートル行ったところにある畑、現在は陸田になっております。当該地西側には舗装された市道があり、この土地への連絡には何ら支障はないものと思われます。現状ですが、複数回うなわれた跡があり、あぜには除草剤が散布され、管理もきちんとなされておりました。そして、南側に排水路も設けてあり、隣接する住宅、田、畑への影響はないものと思われます。このように判断しました。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま野口委員、髙橋眞一委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。 直ちに討論に入ります。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論も打ち切ります。 採決に入ります。 それでは、議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。 〔賛成者挙手(全員)〕

- ○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。
 - ◎議案121号
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、議案第121号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。 村田係長、お願いします。
- ○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第121号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8ページ、申請書番号241401、申請者は上早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上早見地内の畑2筆、合計225平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号243401、申請者は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑2筆、合計203平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、こちらも追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から納屋などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

- ○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。
 - それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○14番(野口和幸君) 14番、野口です。現地調査をしましたのでご報告いたします。申請書番号241401です。資料の 3をお願いいたします。申請地は、新久喜総合病院の西側、約100メートルに位置しておりまして、周囲は南側が畑、 ほかは住宅地です。これにつきましては追認案件でありますので、既に住宅敷地として利用され、周辺への影響はな いと考えられます。

以上でございます。

- ○12番(坂巻昭一郎君) 12番、坂巻でございます。4月22日に現地に調査をしてまいりましたので、ご報告申し上げます。申請書番号243401、資料4でございます。申請地は、栗橋西小学校から南西へ約1キロメートルほどに位置しております。周囲の状況は、北側が宅地、東側が市道、南側が農地、畑で耕うん済みでありました。西側が宅地となっております。本件につきましては追認案件であり、新たな工事も発生しないことから、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。この案件につきましては、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断をいたしました。以上です。
- O会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいまの野口委員、坂巻昭一郎委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。 [「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。 直ちに討論に入ります。よろしいですか。 [「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第121号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。 〔賛成者挙手(全員)〕

- ○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。
 - ◎議案第122号
- ○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。 事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の10ページになります。

申請書番号241501、譲受人は久喜中央3丁目に本社を置き、不動産業などを行っている法人となります。譲渡人は、北青柳在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の田7筆、合計2,390平米でございます。申請の内容につきましては、駐車場の敷地拡張を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。当該法人が運営する入浴施設について、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、また、近隣の入浴施設が閉店するなどの影響もあり、現在利用者数が増えていることから、十分な駐車スペースを確保することが難しい状況となっております。今回近隣で土地を探していたところ、現在の駐車場の隣地の所有者から了承が得られたことから駐車場のための敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号243501、譲受人は高柳に本社を置き、土木工事業などを行っている法人となります。譲渡人は、高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑3筆、田1筆、合計2,271.55平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材及び製品置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在業績が良好であり、仕事の受注も増え、現在の資材及び製品置場では狭くなったことから、今回土地を探していたところ、現在の事業所からほど近い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、資材及び製品置場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページ、申請書番号244502、譲受人は草加市在住の方、譲渡人は東大輪在住の方となっております。 土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、83平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転に よります住宅敷地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へク タール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の実家にて生活をしておりますが、仕事上、久喜 市内での取引先が多くなり、通勤時間が増えてきたことから生活拠点を移したいと考え、譲受人の取引先に近い当該 申請地を含めた土地に自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上3件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番(野口和幸君) 14番、野口です。現地調査をしましたので、ご報告いたします。

申請書番号241501、資料は5番でございます。申請地は、総合運動公園の市民グラウンドの北側に位置しておりまして、周囲は南側が市道と水路、北側が申請者の駐車場になっております。ほかは畑で、草地となっております。被害防除につきましては、周囲をブロックで囲うため、周辺農地への影響はないと思われます。

以上でございます。

○12番(坂巻昭一郎君) 12番、坂巻でございます。4月22日に現地調査を行ってまいりましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号243501、当該地は草が生えておりました。見たところ田んぼの跡のようなものでございました。申請地は、鷲宮行政センターから北へ1キロメートルほどに位置しております。周囲の状況は、北側が市道、東側が農地、南側が中川の河川の区域、西側が農地でございます。隣接農地との境界には土留め、擁壁を設け、雨水につきましては雨水貯留池を設けるほか、敷地内自然浸透処理とすることから、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号244502、資料7番。申請地は、鷲宮行政センターから南東へ500メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が宅地、東側が宅地、南側が市道、西側が私道になっております。被害の防除につきましては、境界の土留めブロック及び雨水ます等の設置は計画をされておりません。排水についても、集水ますを通じて市道のほうに接続をする。こういうことになっておりますので、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上の案件につきまして、申請書類及び周囲の状況から許可相当と判断をいたします。 以上でございます。

O会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいまの野口委員、坂巻昭一郎委員からの調査報告について、質問をお受けします。

[「なし」と言う人あり]

〇会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者举手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第123号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第123号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、久喜3、4番、栗橋4番から11番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付け となりますので、報告は省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第123号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の13ページから18ページまでになります。今月42件の申出受けておりまして、うち新規案件が28件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、13ページ、申請書番号、久喜1番、利用権を設定する農地は除堀地内の田1筆、3,424平米でございまして、借手は除堀在住の方、貸手は群馬県館林市在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稲作付3年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜2番、利用権を設定する農地が六万部地内の田1筆249平米でございまして、借手が上清久在住の方、貸手は東京都台東区在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、13ページ、16ページ、17ページ、申請書番号、久喜の3番、4番、栗橋4番から11番までは借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が除堀ほか地内の畑8筆、田22筆、合計3万9,135平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は除堀ほか在住の方となっており、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、普通畑ほか10年、賃借料が反当たり1万円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、14ページから16ページまで、申請書番号、菖蒲1番、2番、11番は借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が菖蒲町上栢間地内の田16筆、合計1万3,291.04平米でございまして、借手は桶川市在住の方、貸手は菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、15ページ、申請書番号、菖蒲4番から9番までは借手が同じため一括して説明させていただきます。 利用権を設定する農地が菖蒲町柴山枝郷ほか地内の田2筆、畑9筆、合計5,071平米でございまして、借手は菖蒲町柴山枝郷に住所を置く法人、貸手が東京都板橋区ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲10番、利用権を設定する農地が菖蒲町新堀地内の田4筆、合計4,192平米でございまして、借手、貸手共に菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、16ページ、申請書番号、栗橋1番、利用権を設定する農地が小右衛門地内の田1筆、1,002平米でございまして、借手が茨城県五霞町に住所を置く法人、貸手は小右衛門在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑10年間、賃借料は3,000円を予定しているものでございます。

続きまして、17ページ、申請書番号、鷲宮1番、利用権を設定する農地は中妻地内の田6筆、合計8,103平米でございまして、借手が上清久在住の方、貸手は中妻在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、17ページ、18ページ、申請書番号、鷲宮2番、4番は借手が同じため、一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が八甫ほか地内の田4筆、畑5筆、合計1万645平米でございまして、借手は八甫2丁目に住所を置く法人、貸手は八甫ほか在住の方となっております。設定する利用権は賃貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料は30キログラムほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、鷲宮3番、5番は借手が同じため、一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が八甫地内の田4筆、畑1筆、合計9,243平米でございまして、借手は東大輪在住の方、貸手は八甫ほか在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて120筆、12万3,037.04平 米でございます。 久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。 初めに、久喜1番の借手につきましては、久喜6地区の石井幸宏推進委員さんよりお願いします。

- ○久喜6(石井幸宏君) 久喜6の石井です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市除堀に在住の方で、現在は、水稲を134アール耕作して、全て良好に管理をされています。また、地域の中心として農業活動をされていまして、地域の方との関係も良好で、今回の利用権設定には何ら問題もないと思います。
 以上です。
- O会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、久喜2番の借手につきましては、久喜1地区の平林委員さんよりお願いします。

○久喜1 (平林勝博君) 平林です。久喜の2なのですが、今回利用権設定する農地の借手の方は、上清久に在住の方で、現在ここに書いてありますけれども、510アール、相当広い面積を耕作をしています。地域の関係もよく、地域の中心となる実力を持っている方になっておりますので、問題ないというふうに思います。
以上です。

〇会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、菖蒲1番、2番、11番の借手につきましては、菖蒲10地区の石井松江推進委員よりお願いします。

○**菖蒲10**(石井松江君) 今回農地の借手の方は、菖蒲にお住まいの方で、現在は水稲を2アール耕作しております。 全て良好に管理しております。地域の方との関係も良好で、地域の活動に積極的に参加していただいております。地域の中で、これから中心となる担い手として農業活動をしております。 以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、菖蒲4番から9番までの借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

○**菖蒲11(森田 清君)** 菖蒲11、森田でございます。今回利用権を設定する農地の借手の方は、菖蒲町柴山枝郷にお 住まいの方で、長ネギ栽培をメインとしてやっておりまして、全て耕作地の田畑はきれいに耕作されておりまして、 地域との関係につきましては、非常に好評でありまして、いろんな方が、うちの遊休地の畑を使ってくれないか、使 ってくれないか聞いてほしいというような、いっぱい出ているような状態でございます。 以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、菖蒲10番の借手につきましては、菖蒲2地区の伊藤推進委員よりお願いします。

○**菖蒲2**(伊藤克美君) 菖蒲2の推進委員の伊藤です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、菖蒲町上新堀にお住まいの方で、貸手の方も上新堀の方です。借手の方は、現在は水稲、約4町弱、大体3.8ヘクタールぐらい耕作して、全て良好に管理されています。また、地域との関係も、年齢的にまだ若い方ですので、これからも地域の中心となる担い手として営農活動をされています。

以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、栗橋1番の借手につきましては、市外法人のため事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) 申請書番号、栗橋の1番、借手の方については、茨城県五霞町に事務所を置く法人のため、五霞町の農業委員会で経営状況を確認したところ、現在従業員4名、農業補助者6名で水稲及び野菜を合計で415ア

- ール耕作しており、全て良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。 以上でございます。
- 〇会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、鷲宮1番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員よりお願いします。

○久喜1(平林勝博君) 平林です。鷲宮1なのですが、今回利用権を設定する農地の借手の方は、先ほどのとおり、 上清久の方で、現在1,541アールで、1,500アールぐらいということですけれども、主に4人でやっているのですが、 先日もかなり2町歩ぐらい借りて、かなり農地を増やしていっているというふうなことです。4人で、まだ足りない のかもしれませんけれども、鋭意耕作されているということです。地域との関係もよくて、先ほど言いましたように、 1,500アールということで、相当な広さで、地域の中心となる担い手ということで鋭意営農活動をされているということです。

以上です。

〇会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、鷲宮2番、4番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) 借手の方については、八甫2丁目に事務所を置く法人でございまして、地元推進委員 に確認したところ、現在従業員2名、農業補助者1名で水稲及び野菜を合計で1,306アール耕作しており、良好に耕作 管理され、兄弟でまだ若く積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

O会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、鷲宮3番、5番の借手につきましては、髙橋七海委員よりお願いします。

- ○11番(髙橋七海君) 11番、髙橋です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、鷲宮東大輪にお住まいの方です。 現在は水稲を約6へクタール耕作されており、良好に管理されております。地域の関係もよく、また推進委員さんを やられているというところと、地域の中心となる担い手として積極的に営農活動をされております。 以上です。
- 〇会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

以上で審議案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長(長谷川 勲君) それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第123号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。 〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第124号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第124号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。 事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第124号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の20ページ、21ページ。初めに、20ページ、久喜の1番、設定を受ける農地が除堀地内の畑8筆、合計6,341平米でご

ざいます。借手の方は、白岡市に事務所を置く法人でございます。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑10年間、 賃借料が反当たり1万円となっております。

続きまして、20ページ、21ページ、栗橋の1番、設定を受ける農地が栗橋地内の田22筆、合計3万2,794平米でございます。借手の方は栗橋在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で74アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付10年間、賃借料が反当たり5,000円ほかとなっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

O会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

O会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第124号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

〇会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長(長谷川 勲君) それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** 初めに、23ページ、農地法第4条の届出でございます。今月1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、25ページから27ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月7件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、29ページ、農地法第3条の許可申請取下についてでございます。今月は取消願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第3条の許可申請書が提出されましたが、申請受理後に申請者の都合により取下願が提出されたものでございます。

続きまして、31ページから33ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は6件の届出を 受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、35ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は3件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長(長谷川 勲君) それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。
 - ◎農政問題に対する質疑・応答
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かご ざいましたら、お受けいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時10分

○会長(長谷川 勲君) 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年4月25日

久 喜	市農業	委員会	会長	長	谷	Ш	勲
署	名	委	員	野	П	和	幸
署	名	委	員	坂	巻	泰	子